

◆市長選挙・市議会議員補欠選挙◆

任期満了に伴う田村市長選挙および現在欠員が生じている田村市議会議員の補欠選挙を行います。

●投票日 **4月9日(日)** ●告示日 **4月2日(日)**

●市長選挙、市議会議員補欠選挙ともに、次の日程により行われます。

月日	事項	時間	場所
3月3日(金)	立候補予定者説明会	午後1時30分～	市役所 201 会議室
3月16日(木)	立候補届出書類事前審査	午前9時～午後4時	市役所 201 会議室
4月2日(日)	立候補届出受付	午前8時30分～午後5時	市役所 多目的ホール
4月3日(月)～ 8日(土)	期日前投票 ※船引地区各出張所は5日(水)から	午後8時(市役所) 午前8時30分～午後7時(各行政局) 午後5時(各出張所)	期日前投票所 (市役所・各行政局・各出張所)
4月9日(日)	投票 開票	午前7時～午後6時 午後7時30分～	投票所(市内35カ所) 市総合体育館

◆投票立会人募集◆

●応募資格 ①田村市の選挙人名簿に登録されている方 ②明るい選挙の推進に理解のある方

●業務内容 投票所で、投票が公正に行われているかを確認する。

●立会日時および募集人員

期日前投票所				当日投票所
会場	田村市役所	各行政局(4カ所)	各出張所(7カ所)	市内35カ所
月日	4月3日(月)～8日(土)		4月5日(水)～8日(土)	4月9日(日)
時間	午前8時30分～午後8時	午前8時30分～午後7時	午前8時30分～午後5時	午前7時～午後6時
募集人員	各期日前投票所1日あたり2人			各投票所2人

●応募方法

2月20日(月)までに、選挙管理委員会事務局、各行政局市民課または各出張所へ電話でお申し込みください。

●その他 立会人報酬をお支払いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎選挙管理委員会事務局 ☎82-1113

◆市有財産の売却◆

市では、今後利用予定のない市有財産(土地)を一般競争入札により売却します。今回売却する物件は下記のとおりです。

●売却物件(土地)の概要 ※土地の所在図は市ホームページでご確認ください。

物件番号	所在地	地目	地籍	最低売渡価格	入札保証金	公法上の規制
1	田村市都路町古道字新町72番2	宅地	188.05㎡	1,118,900円	55,950円	都市計画区域外
2	田村市船引町船引字四斗時田74番15	雑種地	1,675㎡	12,400,000円	620,000円	都市計画区域
	田村市常葉町西向字堂ヶ入203番4					都市計画区域外

●入札方法 入札書持参による一般競争入札を行います。

【入札の参加手順】

①入札希望者は現況などを事前に確認してください。 ②総務部財政課で受付し、入札の説明を受けてください。

③最低売渡価格の100分の5以上の入札保証金を、入札執行前までに納付してください。

④指定の入札書に希望金額を記入し封筒に入れ、下記の入札執行日にお持ちいただき、入札に参加したうえで、開札結果を確認してください。

※入札に参加するには、資格および条件が定められています。詳しくは市のホームページをご覧ください。財政課までお問い合わせください。

●市有財産の入札書配布、入札参加申請受付期間

【期間】1月10日(火)～23日(月) 【時間】午前9時～午後4時

【場所】市役所(3階)総務部 財政課 【その他】土曜日、日曜日は入札書の受け取りはできません。

●入札執行日

【日時】1月30日(月) 午前10時 【場所】市役所(2階)201会議室

【その他】原則として申請された方に必ず参加していただきます。

※参加できない場合は、他の方への委任状を提出することで代理参加が可能です。

☎総務部 財政課 ☎81-2118

◆29年度 預かり保育・放課後児童クラブ(学童保育)の利用者募集◆

●対象児童

仕事などのため、昼間保護者が家庭にいない幼稚園児や小学校の児童

①預かり保育…幼稚園児

②放課後児童クラブ…小学校1～6年生

※希望者が定員を超えた場合は、別の施設に異動していただく場合があります。

●申込方法

利用申込書に稼働証明書を添付のうえ、社会福祉課または各行政局市民課・各実施施設へ提出してください。

●受付期間 1月5日(木)～27日(金)

●その他

①滝根幼稚園・大越こども園での預かり保育については、新入園児説明会の際に改めて説明します。

②土曜日、春・夏・冬季休業期間中の開設時間と休日は、申し込み時にご確認ください。

③保護者負担金(おやつ代や行事経費)など、詳しくは申し込み時にお確認ください。

④放課後児童クラブの利用施設には、各自で通うことになります。 ※送迎可能な児童が対象です。

⑤認定こども園わかくさでは申し込み・問い合わせを受け付けていません。

☎保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273	滝根行政局市民課 ☎78-1203	大越行政局市民課 ☎79-2113
常葉行政局市民課 ☎77-2113	都路行政局市民課 ☎75-2112	三世代ふれあい交流館 ☎78-1112
都路こども園 ☎75-3121	船引児童館 ☎82-0690	常葉児童生活センター ☎77-2080

●実施場所・定員・時間

施設	定員		平日の開設時間
	預かり保育(幼稚園児)	放課後児童クラブ(小学生)	
滝根幼稚園	50人	—	授業終了後～午後7時
三世代ふれあい交流館	—	40人	授業終了後～午後6時
大越こども園	30人	—	
大越行政局	—	40人	授業終了後～午後7時
都路こども園	30人	30人	
常葉児童生活センター	40人	40人	
船引児童館	—	30人	
認定こども園わかくさ	—	160人	

◆ひとり親家庭高等職業訓練促進費等事業◆

●事業内容

20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な資格取得のため、1年以上養成機関などで修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

●支給額

高等職業訓練促進給付金(修業期間の全期間) ※上限3年	市民税非課税世帯	月額 100,000円
	市民税課税世帯	月額 70,500円
高等職業訓練修了支援給付金(修了後に支給)	市民税非課税世帯	50,000円
	市民税課税世帯	25,000円

●対象者

※ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

①市内に住所を有する方

②児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にある方

③養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

④仕事または育児と修業の両立が困難であり、資格取得後の就業が見込まれると認められる方

⑤過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことがない方

⑥通学制の養成機関で修業する方(通信教育は含まない)

●対象資格

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・調理師・歯科衛生士・美容師 など

●申込方法

申請には、事前相談が必要です。事前相談では、資格取得への意欲や能力、資格の取得見込み、現在の生活状況などを確認し、支給の必要性を判断します。

※相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。また、募集人数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

◆自立支援教育訓練給付金◆

●事業内容

20歳未満の子どもを養育している、ひとり親家庭の父または母の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない方が対象教育訓練を受講し、修了した場合、経費の60%(1万2千円以上で20万円を上限)を支給します。

●対象者

※ひとり親家庭の父または母で、次の要件を全て満たす方

①市内に住所を有する方

②児童扶養手当を受給しているか、または同等の所得水準にある方

③雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方

④就業経験、技能・資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練が適職に就くために必要であると認められる方

⑤過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことがない方

●対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【参考】<http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

T_M_kensaku(厚生労働省ホームページ)

●申込方法

申請には、事前相談が必要です。事前相談では、受給要件や職業生活の展望などを確認し、支給の必要性を判断します。

なお、支給については、受講前に講座の指定を受ける必要がありますので、必ず事前にご相談ください。

※相談の結果、支給の必要性がないと判断する場合があります。また、募集人数には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

ひとり親家庭自立支援給付金事業に関する問い合わせ先
保健福祉部 社会福祉課 ☎81-2273